

～ 東日本大震災の影響による農業制度資金の償還条件緩和措置 ～

今回の東日本大震災の影響を受け、農産物の市場価格の下落により、収入減となり資金繰りに困っている農業者に対して、既に融資を受けている農業制度資金の償還条件の緩和措置を、下記のとおり講じることとしましたので、お知らせします。

記

1 県が貸付原資提供、利子補給を行っている資金

(1) 対象資金

農業改良資金、就農支援資金、農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金（H12 までは農家負担軽減支援特別資金）

(2) 対象者

東日本大震災の影響を受け、市場価格の下落などにより、平年における農業総収入より1割以上の収入減となった農業者で、約定による貸付金の償還が著しく困難となっている方

(3) 対象となる償還金

平成23年3月11日から平成24年3月11日までに約定償還期日が到来する償還元金

(4) 償還条件の緩和措置の内容

ア 農業改良資金 *H22.10以降の公庫貸付については、下記2の公庫資金による扱い

(ア) 償還金額の繰延 (償還金を次年度償還日に繰延べ)

イ 就農支援資金

(ア) 償還期間の延長 (法定償還期限の範囲内で延長)

(イ) 据置期間の延長 (法定据置期間の範囲内で延長)

(ウ) 償還金額の繰延 (償還金を次年度以降償還日に繰延べ)

ウ 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金（H12 までは農家負担軽減支援特別資金）

(ア) 償還期間の延長 (各資金の償還期限の範囲内で延長)

(イ) 据置期間の延長及び中間据置期間の設定
(各資金の据置期間の範囲内で延長)

(ウ) 償還金額の繰延 (償還金を次年度以降償還日に繰延べ)

2 日本政策金融公庫資金

日本政策金融公庫が融資する「農業経営基盤強化資金」(スーパーL資金)なども、1の県関係資金と同様に、農業者の申し出に基づき、必要な償還条件の緩和措置が講じられますので、ご相談ください。

【問合せ先】

愛媛県農林水産部	農業経済課	金融係長	県庁代表 (089-941-2111)
	担い手・農地保全対策室	担い手育成係長	村上 (内線 3962)
日本政策金融公庫	松山支店 農林水産事業	農業食品課長	戸井 (内線 4039)
			平野 (089-933-3371)